Ⅲ OECD・APEC・EU 等の個人情報保護の国際的な取組

i 国際的な取組の概要

個人情報保護の国際的な取組として、OECD、APEC、EUにおける取組がある。

【表① OECD における取組の概要】

機関	制度の内容
OECD	プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関す
(カ゛イト゛ライ	る OECD 理事会勧告(OECD プライバシー・ガイドライン、1980 年 9 月
ソ・勧告)	23 日採択)
	・目的:加盟国間の情報の自由な流通を促進すること、及び、加盟国間の
	経済的社会的関係の発展に対する不当な障害の創設を回避するこ
	と。
	・対象: OECD 加盟国 (30 か国)
	・拘束の程度:OECD 加盟国は、OECD 理事会からガイドラインに準じ
	た対応を採ることが勧告されるが、その遵守を義務付けら
	れてはない。
	・越境執行協力の体制:プライバシー保護法の執行に係る越境協力に関す
	る OECD 勧告(2007 年 6 月 12 日採択)
	この勧告の主な内容は、①他国の執行機関と協力できるようにする
	ため、プライバシー保護法を執行するための国内の枠組みを改善する
	こと、②国境を越えたプライバシー保護法の執行協力を容易にするた
	めに有効な国際的な仕組みを開発すること、③通知、苦情付託、調査
	支援及び情報共有を通して行うことを含む相互支援を提供すること、
	④プライバシー保護法の執行協力の促進を目的とした議論及び活動
	に、関連する利害関係者を参加させること、である。2008年5月27
	日、この勧告に基づき、「プライバシー執行機関及びプライバシー専
	門家によるラウンドテーブル」が開催された。

【表② APECにおける取組の概要】

機関	制度の内容
APEC	APEC プライバシー・フレームワーク (APEC フレームワーク、2004 年
(フレームワー	10月29日採択、国際的実施の部分は2005年11月16日承認)
ク・試験的取	・目的: APEC 加盟エコノミーにおける整合性のある個人情報保護への取
組)	組を促進し、情報流通に対する不要な障害を取り除くこと。
	・対象国:APEC 加盟エコノミー(21 エコノミー)
	・拘束の程度:APEC 加盟エコノミーに対して適用を推奨。適用に際して
	は、加盟エコノミーにおける個別事情を考慮すべきである
	とされている。
	・越境執行協力の体制: APEC データ・プライバシー・パスファインダー・
	プロジェクト(APEC パスファインダー・プロジ
	エクト)(2007年9月2-3日採択)
	越境プライバシー・ルールは、国境を越えて移転する個人情報の取
	扱いに関する事業者が策定するルールであり、①自己査定、②適合性
	審査、③認証・受入、④紛争解決・執行を要素とする。このルールを
	実施するため、①越境プライバシー・ルールの事業者向け自己査定ガ
	イダンス、②越境プライバシー・ルール制度に参画する責任団体の承
	認のためのガイドライン、③事業者の越境プライバシー・ルールの法
	令順守体制の審査、④法令を遵守する事業者等のコンタクト情報のリ
	スト、⑤データ保護機関とプライバシー担当官のリスト、⑥越境協力
	の準備用の雛型文書、⑦越境的な苦情処理フォームの雛型文書、⑧越
	境プライバシー・ルール体制の範囲とガバナンス、⑨越境的なプライ
	バシー・ルールの国際的な実施に係る試験的取組の9つのそれぞれの
	プロジェクトについて、加盟エコノミーの自発的な参加により、検討
	が行われている。

【表③ EUにおける取組の概要】

機関	制度の内容
EU	個人データの取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関す
(指令)	る欧州議会及び理事会の指令(EU データ保護指令、1995 年 10 月 24 日
	指令)
	・目的:個人データの取扱いに対する自然人の基本的権利及び自由、特に
	プライバシー権の保護。
	・対象: EU 構成国 (27 か国)。ただし、第三国への個人データの移転を
	規制する、いわゆる第三国条項を通じて、EU 構成国以外の国にも大き
	な影響を与える。
	・拘束の程度: EU 構成国は、指令を国内法化する義務を負う。
	・越境執行協力の体制: EU 指令に基づく第 29 条作業部会を設置し、同作
	業部会がデータ保護に関する様々な議論を行い、決議や意見を表明し、
	越境執行協力の体制を築いている。
	・最近の取組:2008年5月現在、EUから十分な保護水準を確保している
	と認められた国・地域は、スイス、カナダ、アルゼンチン、ガンジー島、
	マン島、ジャージー島の6つである。なお、カナダは、連邦政府部門対
	象の法律、民間部門対象の法律、州政府対象の州法等、複数の法律を組
	み合わせることにより、ほぼすべての機関を対象とした法的枠組みを形
	成し、十分性を認められた。
	また、アメリカ、オーストラリアの EU データ保護指令への対応状況
	は以下のとおり。
	①アメリカ:包括法がないため、特定の認証基準を設け、その認証を の記述を
	受けた企業ごとに十分性を付与するセーフ・ハーバー協
	定を 2000 年に EU と締結。 ②オーストラリア:包括法である「プライバシー修正法」を 2000 年
	に施行したが、ア)小規模事業者が規制対象外、イ)一般に
	利用可能なデータが規制対象外、ウデータの第三国移転
	が規制対象外等の理由により、保護水準が不十分とされ
	が規制対象が寺の理由により、休暖小学が下方とされた。
	/_0

【表④ 第三者機関について(参考)】

機関	制度の内容
OECD	OECD プライバシー・ガイドラインでは、監督機関に関する特段の規定は
(ガイドライン)	設けられていない。同ガイドラインの説明覚書において、採るべき実効性
	担保の仕組みは、各国の法体系等によって変わり得るため、監督機関の設
	置等は各国の判断に委ねられていることが示されている。
APEC	APEC フレームワークでは、監督機関に関する特段の規定は設けられてい
(フレームワーク)	ない。損害防止のため、制度の実施の仕組みを整備すべきとされている。
	APEC パスファインダー・プロジェクトでは、執行機関及び事業者を認定
	する取組が検討されているが、日本の認定個人情報保護団体のように第三
	者的な立場から苦情処理を行う権限を有するかどうかについては検討中で
	ある。
EU	EU データ保護指令では、各構成国は、各国の規定の適用に関し、完全に
(指令)	独立して監督する公的機関を定めなければならないとされている。
	監督機関の機能は、①調査、②介入、③法的手続の開始、違反の司法機関
	への通知、④個人の主張の聴取、⑤定期的な活動報告書の作成を行うこと
	とされている。

ii OECD

1. 個人情報保護制度の概要

1制度名

- ・プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事 会勧告 (OECD Recommendation of the Council concerning the Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data) (以下「OECD プライバシー・ガイドライン」という)
- ・OECD プライバシー・ガイドラインは 1980 年 9 月 23 日に採択された。

2目的

・加盟国間の情報の自由な流通を促進すること、及び、加盟国間の経済的社会的関係の発展に対する不当な障害の創設を回避すること(前文)。

③適用範囲(規制の対象、対象国及び拘束の程度を含む)

- ・規制の対象:個人に関する情報であって、個人が識別され又は識別され得るあらゆる情報(個人データ)(1条b))のうち、公的又は私的部門において、取扱方法又は性質若しくは利用状況からみて、プライバシーと個人の自由に対する危険を含んでいるもののすべて(2条)。
 - (注) 個人データにおいて識別され又は識別可能な個人は、「データ主体」とされる(1 条 b))。
- ・対象国: OECD 加盟国 (30 か国)。
- ・拘束の程度: OECD 加盟国は、OECD 理事会からガイドラインに準じた対応を採ることが勧告されるが、その遵守を義務付けられているわけではない。前文は、以下のことを求めている。
 - 1. 加盟国は、本勧告の主要部分である勧告付属文書のガイドラインに掲げているプライバシーと個人の自由の保護に係わる原則を、その国内法の中で考慮すること。
 - 2. 加盟国は、プライバシー保護の名目で、個人データの国際流通に対する不当な障害を除去すること、又は、そのような障害の創設を回避することに努めること。
 - 3. 加盟国は、勧告付属文書に掲げられているガイドラインの履行に協力すること。
 - 4. 加盟国は、このガイドラインを適用するために、特別の協議・協力の手続についてで

きるだけ速やかに同意すること。

さらに、6条は、「本ガイドラインは、最低基準であって、プライバシーと個人の自由を 保護することを目指す別の諸措置で補完されるものとみなされるべき」としている。

・適用除外:プライバシーと個人の自由に対して、明らかにいかなる危険性をも含んでいない個人データについて、ガイドラインの適用を除外する。

④「個人情報」の定義

「個人データ」は、個人に関する情報であって、個人が識別され又は識別され得る情報のすべてとされている。OECD プライバシー・ガイドラインが適用されるのは、個人データのうち、公的又は私的部門において、取扱方法又は性質若しくは利用状況からみて、プライバシーと個人の自由に対する危険を含んでいるものすべてとされている。

⑤センシティブ情報に関する規定

センシティブ情報に関する規定は設けられていない。センシティブ情報の定義は多様であり、普遍的にセンシティブなデータと整理されるものを定義することは、不可能であろうとされている。

⑥個人情報の目的外利用の防止に関する規定

OECD プライバシー・ガイドラインでは、利用制限の原則として、個人データは、データ主体の同意がある場合又は法律に基づく場合を除き、目的明確化原則により明確化された目的以外の目的のために、開示、利用その他の使用に供されるべきではないとされている。

目的明確化の原則では、個人データの収集目的は、遅くともデータ収集時には明確化されるべきであり、事後の利用は、当該収集目的の達成と、目的変更時に明確化された目的の達成の場合に限定されるべきとされている。

また、個人は、自己に関するデータについて異議申立を行う権利、及び異議が認められた場合に当該データを消去させる権利を有すべきとされている。

⑦個人情報の取得元の開示に関する規定

OECD プライバシー・ガイドラインでは、個人情報の取得元の開示に関する規定は明記されていない。

ただし、個人参加の原則として、個人は、自己に関するデータについて提供される権利 を有すべきであるとされている。

⑧規制・権利の内容(いわゆる OECD 8 原則)

ア) 収集制限の原則(7条)

- ・個人データの収集制限を設けるべきである。
- ・いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、かつ、必要に応じて、データ主体に告知するか、若しくは、その同意を得た上で収集するものとすべきである。

イ)データ内容の原則(8条)

- ・個人データは、その利用目的に沿った内容であるべきである。
- ・当該利用目的に必要な範囲内において、正確、完全であり最新のものに保たれるべきで ある。

ウ)目的明確化の原則(9条)

- ・個人データの収集目的は、遅くともデータ収集時には明確化されるべきである。
- ・事後の利用は、以下の場合に限定されるべきである。
 - 当該収集目的の達成
 - -当該収集目的とは別目的ではあるが、目的変更時に明確化された目的の達成
- エ) 利用制限の原則(10条)
- ・個人データは、目的明確化原則により明確化された目的以外の目的のために開示、利用 その他の使用に供されるべきではない。ただし、以下の場合を除く。
 - a)データ主体の同意がある場合、又は
 - b)法律の規定に基づく場合

オ)安全保護の原則(11条)

・個人データは、その紛失若しくは不当なアクセス・破壊・使用・修正・開示等の危険に 対し、合理的な安全保護措置により保護されるべきである。

カ) 公開の原則(12条)

- ・個人データに関する開発、運用及び政策の透明性を確保するための一般的な政策を実施 すべきである。
- ・個人データの存在、性質、その主要な利用目的、さらには、当該個人データのデータ管理者の身元とその通常の所在地を特定できる手段を容易に利用できるべきである。
 - (注) データ管理者とは、国内法の下で、個人データの内容及び利用に関する決定権限 を有する者を意味する。その際、当該データの収集、保存、取扱い、提供が、当 該管理者によってされているのか、当該管理者の名の下でその職員によっている

のかは問わない(1条a))。

- キ) 個人参加の原則(13条)
- ・個人は以下の権利を有すべきである。
 - a)データ管理者その他の者から、データ管理者が自己に関するデータを保有しているか否 かの確認を得ること
 - b)自己に関するデータを
 - i)合理的な期間内に
 - ii)必要があれば、過度にならない費用で
 - iii)合理的な手段で
 - iv)自己にわかりやすい形で

自己に提供されること

- c)上記 a)及び b)の請求が拒否された場合に、その理由が提示されること、及び、当該拒否に対して異議申立ができること
- d)自己に関するデータについて異議申立ができること、及び、その異議申立が認められた場合には、当該データを消去、訂正、完全化及び補正させること
- ク) 青仟の原則 (14条)
- あらゆるデータ管理者には、上記諸原則を実施するための措置を講ずる責任を負わせるべきである。

⑨小規模事業者の取扱い

小規模事業者であっても、個人情報の取扱いに関する義務は同様に適用される。

⑩個人情報の利用停止・消去に関する規定

OECD プライバシー・ガイドラインでは、個人参加の原則として、個人は、自己に関するデータについて異議申立を行う権利、及び、その異議申立が認められた場合には、当該データを消去、訂正、完全化及び補正させる権利を有すべきであるとされている。

⑪国際的な情報移転に関する規定

OECD プライバシー・ガイドラインでは、国際的な情報移転について、加盟国は、①他の加盟国に及ぼす影響について配慮すべきこと、②国際流通が阻害されることなく、安全になされることを確保するための手段を講ずべきこと、③他の加盟国による本ガイドラインの未遵守等の場合を除き、国際流通の制限を控えるべきこと、④国際流通の障害となる必要以上の法律や政策、運用を回避すべきことが規定されている。

⑩第三者機関に関する規定

- ・OECD プライバシー・ガイドラインに、第三者機関に関する規定は明記されていない。
- ・各国の法体系等によって、採るべき実効性担保の仕組みは変わり得るため、第三者機関の設置や登録制度の内容は、国ごとに異なり得ることから(説明覚書6条)と記述され、第三者機関については、各国の判断に委ねられている。

③死者に関する個人情報の保護

OECD プライバシー・ガイドラインでは、死者に関する個人情報の保護に関する規定は 設けられていない。

(4)直接処罰等の実効性担保に関する規定

OECD プライバシー・ガイドラインでは、加盟国は、諸原則の国内実施に際し、個人データに関するプライバシーと個人の自由を保護するための手続や制度を整備すべきであり、不遵守に対する適切な制裁や救済手段を提供することとされている。

2. 個人情報保護の施行状況 (プライバシー法の越境執行に関する OECD 報告書付属文書より抜粋 (2006 年 10 月公表))

質問:	執行機関				苦情	処理						搜查	至/監	查/								
	法律の制定年	ーロ 百万ユ	職員数	数行担当職員	苦情の受付	市民	住民	郵便	電話	オンライン	捜査義務	自発的発動	証言	文書	第三者	立ち入り権限	処理中止命令	現地監査	根拠	通知	同意	その他
オーストラリア	1988	2.52	39	39	Y	N	N	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	Y
オーストリア	1980		20	5	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y
ベルギー	1992	4.61	59	25	Y	N	N	Y	N	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	N	N	N
カナダ	1983		86	30	Y	N	N	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	N	N
チェコ共和国	2000	3.2	80	50	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	N	N
デンマーク	1979	2	37	31	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	N	Y
フランス	1978	7	102	102	Y	N	N	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	N	Y
ドイツ	1978	3.69	69	56	Y	N	N	Y	N	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	N
ハンガリー	1995	1.3	52	31	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	Y
アイスランド	2001	0.5	8	6	Y	N	N	Y	N	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	N	N
イタリア	1997	16.5	105	5	Y	N	N	Y	N	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	N
日本 - 民間部門 1	2003	0.7	44	44	Y	N	Y	Y	Y	N	N	Y	Y	Y	N	N	Y	N	N	N	N	N
韓国 – MIC	1948		441	8	Y	N	N	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	N	N
韓国 – KISA	1996			10	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	N	Y	N	N	N	N	N	N
オランダ – CBP	1989	5.46	71	12	Y	N	N	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	N	N
オランダ -OPTA	1997	18	140	8	Y	Y	N	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	N	N
ニュージーランド	1991	1.4	31	12	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	Y	N	Y	Y	Y
ノルウェー	1980	2.9	31	24	Y	N	N	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	N	N
ポーランド	1998	2.7	116	81	Y	N	N	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	N	N
スペイン	1993	9.45	115	77	Y	N	N	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	N	N	N
スイス	1993		19,6	19,6	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	N	N
イギリス連合王国	1984				Y	N	N	Y	N	Y	N	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N
アメリカ合衆国 · FTC	1914	211 USD	多様	多様	Y	N	N	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	N	N	N
アルバニア(非加盟国)	2000	0.575	45	2	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N

予算額は内閣府のみのもの(主務大臣は含まない)であるが、職員数には内閣府と主務大臣の双方を含む。

質問:	担当	機関に			救済	等									法制	度を追	通じた	制裁		
	調停	拘束力のある仲裁	法的支援	法的判断	拘束力のある決定	公表	警告/譴責	科料等の解決交渉	法的命令	補償	裁判所による差止命令	罰則	刑事事件	その他	命令	補償	民事罰	科料	拘置	その他
オーストラリア	Y	Y	N	Y	N	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	N	N	Y	Y	N	Y	Y	N
オーストリア	Y	N	Y	Y	Y	N	Y	N	Y	N	N	N	Y	N	Y	Y	N	Y	Y	N
ベルギー	Y	N	N	N	N	Y	N	N	N	N	Y	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y
カナダ	Y	N	Y	Y	N	Y	Y	N	N	N	Y	N	N	N	Y	Y	Y	Y	N	N
チェコ共和国	N	Y	N	Y	Y	Y	N	Y	Y	N	N	Y	Y	N	N	Y	N	Y	Y	N
デンマーク	N	N	N	Y	Y	Y	Y	N	Y	N	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	N
フランス	N	N	N	Y	Y	Y	Y	N	Y		N	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	N
ドイツ	Y	Y	N	Y	N	Y	Y	N	N	N	N	N	N	N	Y	N	N	N	N	N
ハンガリー	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	N	Y	N	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N
アイスランド	N	N	N	Y	Y	Y	N	N	Y	N	N	N	N	Y	N	Y	Y	Y	Y	N
イタリア	N	N	N	Y	Y	Y	Y	N	Y	N	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N
日本 - 民間部門 1	N	N	N	Y	N	Y	Y	N	Y	N	N	Y	N	N	N	N	N	Y	Y	N
韓国 - MIC	N	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	N
韓国 - KISA	Y	N	N	N	N	Y	N	N	N	N	N	N	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	N
オランダ・CBP	Y	N	Y	Y	N	Y	Y	Y	N	N	Y	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	N
オランダ・OPTA	N	N	N	Y	Y	Y	Y	N	Y	N	N	N	N	Y	Y	Y	N	Y	Y	N
ニュージーランド	Y	N	Y	Y	N	Y	N	N	N	N	Y	Y	N	Y	Y	Y	N	N	N	Y
ノルウェー	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	N	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	N
ポーランド	N	N	N	N	N	N	N	N	Y	N	N	N	N	N	N	Y	Y	Y	Y	N
スペイン	N	N	N	Y	Y	Y	N	N	Y	N	N	Y	N	N	Y	N	Y	Y	N	N
スイス	N	N	N	Y	N	Y	N	N	Y	N	Y	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	N	N
イギリス連合王国	N	N	N	Y	N	Y	Y	N	Y	N	Y	Y	Y	N	Y	Y	N	Y	N	N
アメリカ合衆国 - FTC	N	N	N	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	Y	Y	Y	N	N	N
アルバニア (非加盟国)	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	N	N	N	N	N	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	N

質問:	越境	的な事	事項					越境	協力に	こおけ	る障害	善	
	既	連	執	外	国	外	外	法	法	情	リ	言	そ
	存	絡	行	国	内	国	玉	的	律	報	ソ	語	\mathcal{O}
	\mathcal{O}	窓	\mathcal{O}	管	管	\mathcal{O}	と	権	\mathcal{O}	共	ース	障	他
	取	口	優	理	理	機	の	限	不	有	\mathcal{O}	壁	
	決	\mathcal{O}	先	者	者	関	情	\mathcal{O}	整	に	制約		
	め	設	順	に	に	~	報	欠	合	お	术ソ		
		置	位	係	係	\mathcal{O}	共	如		け			
				る	る	通	有			る			
				事	事	知				制			
				項	項					限			
オーストラリア	Y	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	N
オーストリア	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	N	N	N	N	N	N
ベルギー	N	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	N	N
カナダ	N	Y	N	Y	N	N	N	Y	N	Y	N	N	Y
チェコ共和国	N	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N
デンマーク	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	?	?	?	?	?	
フランス	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y
ドイツ	N	Y	N	N	Y	N	N	Y	N	Y	Y	N	N
ハンガリー	N	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N
アイスランド	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	N	N	N	N	N	Y
イタリア	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N
日本 - 民間部門 1	N	N	N	N	Y	N	N						
韓国 - MIC	N	Y	Y	N	N	N	Y	Y	Y	N	N	N	N
韓国 - KISA	Y	Y	Y	N	N	N	Y	Y	Y	Y	N	N	
オランダ・CBP	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	N
オランダ - OPTA	Y	?	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	
ニュージーランド	Y	Y	Y	?	Y	Y	?	Y	Y	Y	Y	Y	
ノルウェー	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	N	N	N	N	N	
ポーランド	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	
スペイン	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	N	N	N
スイス	N	Y	Y	N	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	N	
イギリス連合王国	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	?	?	N	N	N	
アメリカ合衆国・FTC	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	

3. 個人情報保護の越境執行協力

1)制度名

- ・プライバシー保護法の執行に係る越境協力に関するOECD勧告(OECD Recommendation on Cross-Border Co-operation in the Enforcement of Laws Protecting Privacy)(以下、「プライバシー越境執行協力勧告」という)
- ・プライバシー越境執行協力勧告は、2007年6月12日に採択された。

②目的

・プライバシー保護法執行機関の間での国際協力を促進することを目的(付属書)。

③適用範囲(対象国及び拘束の程度を含む)

- · 対象国: OECD 加盟国
- ・拘束の程度: OECD 加盟国は、本勧告を実行すること。非加盟地域は、本勧告を考慮し、 その実施に当たって加盟国と協力することを求める。

④勧告内容

理事会勧告は、以下のことを求めている。

- 1. 自国の執行機関が外国の執行機関とより良く協力できるようにするため、プライバシー保護法を執行するための国内の枠組みを改善すること。
- 2. 国境を越えたプライバシー保護法の執行協力を容易にするために有効な国際的な仕組みを開発すること。
- 3. プライバシー保護法の執行において、適切な保護措置に従い、通知、苦情付託、調査支援及び情報共有を通して行うことを含む相互支援を提供すること。
- 4. プライバシー保護法の執行協力の促進を目的とした議論及び活動に、関連する利害関係者を参加させること。

⑤対象

- ・プライバシー保護法:国家法又は規制を言い、その執行は、OECD のプライバシー・ガイドラインに準拠し、個人データを保護する効果を持つものである。
- ・プライバシー執行機関:各加盟国が決定した公的機関を言い、プライバシー保護法の

執行に責任を有し、かつ調査を実施する権限又は執行手続を進める権限を有する。

もっとも、プライバシー保護法執行機関のみならず、刑事法執行機関、公的及び民間の組織のプライバシー責任者及び民間の監視団体の役割も重要であり、これらの機関等との適切な協力が奨励される。

⑥具体的な措置

• 国内措置

(i) 有効な権限と執行機関提供

プライバシー保護法執行機関が、自国の領域内において発生する又は自国の領域内から原因が発生するプライバシー保護法に対する違反を防止し、これに対し、迅速に行動するため、必要な権限を確保するための対策を講ずること

(ii)協力能力の向上

他国の機関との情報共有の仕組みの構築等の自国の能力の向上をさせるための対策を 講ずること

- 国際協力
- (i)相互支援

プライバシー保護法執行機関が他国の執行機関に支援要請する場合、相手国に十分な 情報を提供するなど自国と他国の調査・執行活動の調整を行うこと

- (ii) 相互支援をサポートするための共通の指針への従事 越境協力のための自国のコンタクト・ポイント(公開リストと加盟国のみの非公開リストがある。)を指定すること
- (iii) その他の機関と利害関係者への協力

プライバシー保護法執行機関が、苦情の早期解決のための支援を検討するため、関係 する公私の団体と協議すること

4. 越境的な個人情報保護に係る検討の経緯

1980年9月	プライバシー保護と個人データ流通についてのガイドラインに関する理事
	会勧告
	プライバシー保護の基本原則が確立された。((1) において説明)
1985年4月	データの越境流通に関する宣言
	データの越境的な流通を促進するとともに、データの越境的な流通に係る
	規制と政策の透明性を確保することが確認された。
1998年12月	グローバルネットワークにおけるプライバシー保護に関する閣僚宣言(カ
	ナダ・オタワ)
	グローバルネットワークにおける OECD 勧告内容の効果的な実施を確保す
	るための必要な措置を講ずることが確認された。
2003年11月	プライバシー・オンライン:政策及び実行の指針
	各国のプライバシー保護の体制や施行状況がまとめられた。
2006年7月	プライバシーに関する通知文の簡素化
	OECD ガイドラインの公開原則に基づくプライバシーに関する通知のあり
	方を加盟国に示した。
2006年10月	プライバシー法の越境的な執行協力に関する報告書
	加盟国のプライバシー法の越境的な執行協力のための法制度及び体制の概
	要が示された。
2006年11月	プライバシー法の越境協力に関するラウンドテーブル(イギリス・ロンド
	ン)
	プライバシー法の越境協力の取組やその方途について検討が行われた。
2007年3月	プライバシー法の越境協力に関するラウンドテーブル (フランス・パリ)
	プライバシー法の越境協力の取組やその方途について検討が行われた。
2007年6月	プライバシー法の越境的な執行協力に関する OECD 勧告
	プライバシー法の越境的な執行協力のあり方が示された。((3) において
	説明)
2008年5月	プライバシー執行機関及びプライバシー専門家によるラウンドテーブル(フ
	ランス・パリ)
	プライバシー法の越境的な執行協力をするため、複雑な科学技術に対する
	プライバシー原則及び法の適用のあり方について、執行機関と専門家との

	対話を行った。
2008年6月	インターネット経済の将来に関する閣僚宣言(韓国・ソウル)
	オンライン上のプライバシー及び個人データ保護の重要性が言及された。

上記のほかに、OECD情報・コンピュータ・通信政策委員会における情報・セキュリティ・プライバシー作業部会(年2回程度の会合)において、加盟国がプライバシー保護のあり方やプライバシーの越境執行協力等について検討を行ってきた。

iii APEC

1. 個人情報保護制度の概要

1)制度名

- ・APEC プライバシー・フレームワーク (APEC Privacy Framework) (2004年10月29日採択) (以下「APEC フレームワーク」という)
- ・その内容には、項目ごとにナンバーがつけられている(以下「項」という)。各項ごとに 解説が付記されている(以下、条項の訳出は暫定的なものである)。

②目的

・APEC 加盟エコノミーにおける整合性のある個人情報保護への取組を促進し、不要な情報流通に対する障害を取り除くこと。

③適用範囲

- ・APEC 加盟エコノミーに対して、APEC フレームワークの適用を推奨しているもの。
- ・APEC フレームワークの適用に関しては、加盟エコノミーにおける個別事情を考慮すべきであると述べられている (6項、12項など)。
- ・限定的な適用:①公衆が入手できる政府記録、②報道の記事、③公衆が入手できるようにすることが法律によって要求される情報については、APEC フレームワークの限定的な適用がされる。

④「個人情報」の定義

「個人情報」は、「個人が識別される、又は識別可能なすべての情報」とされている。

⑤センシティブ情報に関する規定

センシティブ情報の定義及びその取扱いについての規定は設けられていない。

ただし、情報の安全管理は、「情報のセンシティブ性の程度」に見合ったものでなければならないとされている。また、業務上の機密情報については、個人のアクセスが制限される場合があるとされている。

⑥個人情報の目的外利用の防止に関する規定

APEC フレームワークでは、収集された個人情報は、①本人の承諾を得た場合、②本人から求められたサービス等を提供する必要がある場合、③法律の権限等による場合を除き、収集目的及びそれに矛盾しない又は関連する目的を履行するためだけに、使用されなければならないとされている。情報の収集、利用、公開に当たって、個人に対して選択権を付与する仕組みが用意されるべきであるとされている。

また、個人は、可能かつ適切であれば、情報を消去させることができるべきとされている。

⑦個人情報の取得元の開示に関する規定

APEC フレームワークでは、個人情報の取得元の開示については、特段の規定は設けられていない。

ただし、開示・訂正の原則として、個人は、自己の個人情報について知らされるべきと されている。

⑧小規模事業者の取扱い

小規模事業者であっても、個人情報の取扱いに関する義務は同様に適用される。

義務の対象である「個人情報管理者」には、別の個人・組織から指示された機能を実践する個人・組織は含まれない。また、自身の個人、家族又は家計に関する事柄と関連する個人情報を収集、保持、取扱い、又は利用する個人も含まれない、とされている。

⑨個人情報の利用停止・消去に関する規定

APEC フレームワークでは、個人は、可能かつ適切であれば、情報を修正、補完、改訂、 消去させることができるべきとされている。

⑩規制・権利の内容(APEC フレームワークにおける諸原則)

- I. 損害の回避(14項)
- ・Ⅱ. 通知(15~17項)
- ・Ⅲ. 収集の制限(18項)
- ·IV. 個人情報の利用(19項)
- ・V. 選択の機会提供(20項)

- ・VI. 個人情報の正確性確保 (21項)
- · VII. 安全管理措置 (22 項)
- · VIII. 開示・訂正 (23~25 項)
- · IX. 説明責任(26項)

⑪国際的な情報移転に関する規定

APEC フレームワークでは、個人情報管理者が個人情報を第三者に提供する場合、国内・ 国外を問わず、個人から同意を得るか、又は提供先が当該情報を同フレームワークに則っ て保護することを確認できる手続を踏まなければならないとされている。

⑩第三者機関に関する規定

- ・APECフレームワークでは、第三者機関については特段の規定はない。
- ・14 項の解説では、損害防止のための適切な措置として、制度の実施機構 (enforcement mechanisms) を整備すべきと述べられている。

③死者に関する個人情報の保護

APEC フレームワークでは、死者の個人情報については特段記述されていない。

(4)直接処罰等の実効性担保に関する規定

APEC フレームワークでは、罰則については特段記述されていないが、各加盟エコノミーが同フレームワークを国内で適用する際は、適切な救済の制度化も含まれるべきとされている。また、加盟エコノミーは、損害防止のための適切な措置として、制度の実施体制を整備すべきとされている。

2. 個人情報保護の施行状況

【表① APEC 各エコノミーにおける個人情報保護の施行状況】

エコノミー	法律	パスファインダー
オーストラリア	修正プライバシー法(2000年)	0
ブルネイ	なし	
カナダ	プライバシー法(1982年)、個人情報保護	0
	及び電子文書法(2000年)	
チリ	私生活の保護法(1999年)	0
中華人民共和国	なし	0
香港	個人データ条例(1996年)	0
インドネシア	なし	
日本	個人情報保護法(2003年)	0
韓国	公共機関における個人情報保護法(1994年)	0
マレーシア	なし	
メキシコ	なし	0
ニュージーランド	プライバシー法(1993年)	0
パプアニューギニア	なし	
ペルー	なし	0
フィリピン	なし	0
ロシア	なし	
シンガポール	なし	0
台湾	個人情報保護法(1995年)	0
タイ	コンピュータによって処理された個人デー	0
	タの保護法(1995年)	
アメリカ合衆国	連邦プライバシー法(1974年)及び関連個	0
	別法	
ベトナム	なし	0

(パスファインダー・プロジェクトへの参加については、2009年3月現在の状況)

3. 個人情報保護の越境執行協力

①制度名

- ・越境プライバシー・ルール (Cross-Border Privacy Rules)
- ・また、越境プライバシー・ルールを具体的に実施する APEC データ・プライバシー・パスファインダー・プロジェクト (APEC Data Privacy Pathfinder Project) (以下、「パスファインダー・プロジェクト」という) (2007 年 9 月 2-3 日に採択) がある。

②目的

1. 概念枠組みの原則

越境ルールの策定と執行において役割を担う様々な機関と相談しながら、当ルールが各 地域を越えて機能する方法に関する原則の概念枠組みを推進すること。

2. 関係者との協議手順

規制機関、責任ある団体、立法機関、産業界、ルールと過程の策定及び第三者として解決を行う機関、消費者代表者等の関係者と上手く関わっていくための方法を開発・推進すること。

3. 実践的文書

越境プライバシー・ルールの根拠となる実践的文書と手続の作成を推進すること。

4. 実施

柔軟性・信頼性・執行力があり、予見可能で、官僚的でない方法で、関連する機関の権限や法的枠組みを十分に考慮し、多様な文書及び手続実施の在り方を調査すること。

5. 教育及び支援

関係機関及び参加者が、参加する地域を越えた責任あるデータ移転を可能とする方法について検討ができるよう、必要な教育及び支援を推進すること。

③適用範囲(対象国及び拘束の程度を含む)

- ・対象国:APEC 加盟地域
- ・拘束の程度:越境プライバシー・ルールについては、自発的な取組・自己規制であるが、 拘束力を有する事業者のルールである。

パスファインダー・プロジェクトについては、加盟地域におけるプライバシー枠組み の策定及び実施の水準が異なることを認める。

4)越境プライバシー・ルールの内容

- ・個人情報の管理者(事業者、行政機関等)によって策定され、かつ国境を越えて移転する個人情報の取扱いに関するルールであって、個人情報管理者が国境を越えた個人情報の移転に関する活動において適用することを明言するもの
- ・越境プライバシー・ルールの実施体制に必要な4つの基本要素は、以下のとおりである。

(i) 自己查定

事業者は、適切な越境プライバシー・ルールを構築するための内部ポリシー・手順、 及び APEC プライバシー諸原則を遵守していることを保証できる越境プライバシー・ ルールであることを自主的に規律する。

(ii) 適合性審査

APEC プライバシー・フレームワークを遵守しており、国境を越えたデータ移転時にルールを遵守する手段を有している事業者の体制を審査する。

(iii) 認証·受入

国境を越えて個人情報が移転する際に、審査を受けた越境プライバシー・ルールに対し、加盟地域から一定の認証等を付与する。

(iv) 紛争解決·執行

国境を越えた苦情処理、調査協力、紛争解決、越境プライバシー・ルールの執行の 仕組みを構築する。

⑤パスファインダー・プロジェクトの内容(2008年12月現在)

越境プライバシー・ルールを具体的に実施するため、2007年6月にパスファインダー・ プロジェクトが立ち上げられ、現在、9つのプロジェクトについて、検討が行われている1。

	プロジェクト1
プロジェクト名	越境プライバシー・ルールの事業者向け自己査定ガイダンス
プロジェクト内容	越境プライバシー・ルールを推進する事業者による標準的な自己査
	定ガイダンス用文書の策定
基本要素(④を参照)	自己査定
目的(⑤を参照)	実践的文書、実施、教育及び支援
到達点	・事業者が運用する標準的な自己査定ガイダンスの策定
	・自己査定文書を運用する事業者の判別
	・APEC プライバシー原則及び越境プライバシー問題の意識の向上
事業者及び消費者の	事業者-APEC プライバシー原則との一貫性
利益	消費者-自己査定ガイダンス文書を運用する事業者に対する信頼の
	醸成

参加地域	国際商業会議所(以下、「ICC」という)、アメリカ、オーストラリ
	ア、カナダ、ベトナム、 <u>日本</u>

	プロジェクト2
プロジェクト名	越境プライバシー・ルール制度に参画する責任団体の承認のための
	ガイドライン
プロジェクト内容	越境プライバシー・ルールの認定団体としての民間部門及び公的部
	門における責任団体の義務に関するガイドラインの策定
基本要素(④を参照)	適合性審査
目的(⑤を参照)	実践的文書、実施、教育及び支援
到達点	・トラストマークの役割に関するガイドラインの策定
	・消費者のガイドラインへの信頼の醸成
	・トラストマーク取得へのインセンティブ
	・APEC 域内におけるトラストマークに関するガイドラインの理解
	力の向上
	・APEC プライバシー原則及び越境プライバシー問題の意識の向上
事業者及び消費者の	事業者-APEC域内におけるトラストマークの運用によるプライバ
利益	シー保護の促進
	消費者-APEC 越境プライバシー・ルールの認定者としてのトラス
	トマークの基準のもつ意義の理解(事業者にも利益)
参加地域	オーストラリア、メキシコ、アメリカ、ICC、香港、ベトナム、日
	本

	プロジェクト3
プロジェクト名	事業者の越境プライバシー・ルールの法令順守体制の審査
プロジェクト内容	APECプライバシー原則を遵守した事業者を評価する際に用いられ
	るトラストマーク用のガイドラインの策定
基本要素(④を参照)	適合性審査
目的(⑤を参照)	実践的文書、実施、教育及び支援
到達点	・事業者を評価するために用いられるトラストマークの役割に関す
	るガイドラインの策定
	・法令順守体制を審査する際のトラストマークの取得の意義の向上
	・APEC 認定としての認証を受ける事業者の利点とインセンティブ
	・定期的な審査による法令順守体制の維持
	・APEC プライバシー原則及び越境プライバシー問題の意識の向上

事業者及び消費者の	事業者-法令を順守する事業者に対する信頼の醸成
利益	消費者-APEC域内におけるトラストマークの運用によるプライバ
	シー保護
参加地域	オーストラリア、メキシコ、アメリカ、ICC、香港、ベトナム、日
	本

	プロジェクト4
プロジェクト名	法令を遵守する事業者等のコンタクト情報のリスト
プロジェクト内容	越境プライバシー・ルールが認定された事業者の公開リストと事業
	者及び認定団体からの消費者へのコンタクト情報
基本要素(④を参照)	認証・受入
目的(⑤を参照)	実践的文書、実施、教育及び支援
到達点	・どのような名簿を作成し、誰が管理するかの決定
	・認定団体の公開リストと消費者がアクセス可能なコンタクト情報
	・事業者がリスト閲覧する利点とプロジェクト1~3の理解の促進
	・消費者による事業者の法例遵守体制のチェックと連絡
事業者及び消費者の	事業者-APEC域内におけるトラストマークを取得した事業者によ
利益	るプライバシー保護の促進
	消費者-法令を遵守する事業者に対する信頼の醸成
参加地域	オーストラリア、アメリカ、ベトナム

	プロジェクト5
プロジェクト名	データ保護機関とプライバシー担当官のリスト
プロジェクト内容	APEC域内におけるデータ保護機関及びプライバシー担当官のリス
	トの作成と管理
基本要素(④を参照)	紛争解決(情報共有、調査及び執行における越境協力)
目的(⑤を参照)	関係者との協議手続、実践的文書、実施、教育及び支援
到達点	・どのような名簿を作成し、誰が管理するかの決定
	・名簿をアクセス制限するか公表するかの決定
	・APEC 域内におけるプライバシー規制機関、監督機関等によるリ
	ストの有効な活用
	・APEC プライバシー原則及び越境プライバシー問題の意識の向上
事業者及び消費者の	事業者-越境プライバシー問題が生じた際に連絡をとりうるデータ
利益	保護機関の窓口の把握
	消費者-同上

参加地域 オーストラリア、カナダ、アメリカ、ベトナム、ICC、日本

	プロジェクト6
プロジェクト名	越境協力の準備用の雛形文書
プロジェクト内容	情報の共有及び調査並びに執行における越境協力を促進するため、
	関係する執行機関の間での協力準備のための覚書等の雛形文書の策
	定
基本要素(④を参照)	紛争解決(情報共有、調査及び執行における越境協力)
目的(⑤を参照)	関係者との協議手続、実践的文書、実施、教育及び支援
到達点	・効果的な雛形の文書のための重要要素の決定と策定
	・関係執行機関の間での文書の理解力の向上
	・情報の共有及び調査並びに執行における越境的な協力のための有
	効な体制を目的とする雛形の文書として把握
	・APEC プライバシー原則及び越境プライバシー問題の意識の向上
事業者及び消費者の	事業者- 必要かつ適切な限りにおいて、情報の共有及び調査並び
利益	に執行における越境的な協力枠組みの把握
	消費者-同上
参加地域	オーストラリア、カナダ、アメリカ、ベトナム、ICC、ニュージー
	ランド、香港、 <u>日本</u>

	プロジェクト7
プロジェクト名	越境的な苦情処理フォームの雛形文書
プロジェクト内容	OECDの支援要請フォームに類似する越境的な苦情処理のフォーム
	の雛形の策定
基本要素(④を参照)	紛争解決(情報共有、調査及び執行における越境協力)
目的(⑤を参照)	関係者との協議手続、実践的文書、実施、教育及び支援
到達点	・越境的な苦情処理フォームによる迅速な苦情の処理及び付託の支
	援
	・APEC 加盟地域、データ保護機関、事業者、消費者、プライバシ
	ー保護団体による越境的な苦情処理フォームの実践的なコミットメ
	ントとしての認識
	・越境的な苦情処理に対する有効な構造であることの他の国際的な
	プライバシー機関による認識
	・APEC プライバシー原則及び越境プライバシー問題の意識の向上
事業者及び消費者の	事業者- 必要かつ適切な限りにおいて、情報の共有及び調査並び

利益	に執行における越境的な協力枠組みの把握
	消費者-同上
参加地域	オーストラリア、カナダ、アメリカ、ベトナム、ICC、ニュージー
	ランド、 <u>日本</u>

	プロジェクト8
プロジェクト名	越境プライバシー・ルール体制の範囲とガバナンス
プロジェクト内容	他のプロジェクトとの関連性の範囲及び制度運用、参加の仕組み、
	体制の審査を含む越境プライバシー・ルール体制のためのガバナン
	スの確立
基本要素(④を参照)	紛争解決 (情報共有、調査及び執行における越境協力)
目的(⑤を参照)	概念枠組みの原則、関係者との協議手続、実践的文書、実施、教育
	及び支援
到達点	・範囲、目的、運用手続、ガバナンス体制、プロジェクトごとの関
	連性の情報提供や運用実態を確立するための越境プライバシー・ル
	ールの包括的な体制の策定
	・APEC プライバシー原則及び越境プライバシー問題の意識の向上
事業者及び消費者の	事業者-越境プライバシー体制の運用の理解及び確実性の向上
利益	消費者-同上
参加地域	オーストラリア、カナダ、ICC

	プロジェクト9
プロジェクト名	越境的なプライバシー・ルールの国際的な実施に係る試験的取組
プロジェクト内容	OECDの支援要請フォームに類似する越境的な苦情処理のフォーム
	の雛形の策定
基本要素(④を参照)	自己査定、適合性の審査、承認・受入、紛争解決
目的(⑤を参照)	概念枠組みの原則、関係者との協議手続、実践的文書、実施
到達点	・関心のある地域の参加の決定
	・越境プライバシー・ルールに関する検討会の創設
	・関心のある事業者の参加の決定
	・参加者による限定的なパイロット・プロジェクトの開始
	・越境プライバシー・ルールの実践的な運用上のベスト・プラクテ
	ィスの決定
事業者及び消費者の	事業者-越境プライバシー体制の運用の理解及び確実性の向上
利益	消費者-同上、APEC プライバシー・フレームワーク原則の実施と

	紛争解決及び執行の透明性の恩恵の認識
参加地域	アメリカ、オーストラリア、メキシコ、カナダ、 <u>日本</u> 、香港

(注) 参加地域のうち下線部があるものは、オブザーバ参加を意味している。

4. 越境的な個人情報保護に係る検討の経緯

2004年10月	APEC プライバシー・フレームワーク(チリ・サンチャゴ(同年 11 月閣
	僚会合で承認))
	プライバシー保護の基本原則が確立された。(1. において説明)
2005年11月	APEC フレームワークの国際的実施に関するガイダンス・セッションを承
	認(韓国・釜山)
	ガイダンス・セッションには、エコノミー間の情報共有や越境プライバシ
	ー・ルールが定められている。
2006年2月	APEC 越境プライバシー・ルールの検討部会の設置(ベトナム・ハノイ)
	APEC フレームワークに基づき、越境プライバシー・ルールの実施と運営
	制度について検討が開始された。
2007年6月	APEC パスファインダー・プロジェクトの立ち上げ(オーストラリア・ケ
	アンズ (同年9月閣僚会合で承認))
	越境プライバシー・ルールを実施するための具体的な枠組みが確立された。
	(3. において説明)
2008年8月	APEC パスファインダー・プロジェクトの試験的取組(プロジェクト9)
	の開始
	パスファインダー・プロジェクトにおける各プロジェクトの取組が開始さ
	れた。(3. において説明)

上記のほかに、APEC 電子商取引運営グループ・データ・プライバシー分科会やデータ・プライバシー・セミナー等の会合(年2回程度の会合)において、加盟エコノミーが APEC プライバシー原則、越境プライバシー・ルール、パスファインダー・プロジェクト等について検討を行ってきた。

iv EU

1. 個人情報保護制度の概要

①制度名

・個人データの取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及 び理事会の指令(以下「EU データ保護指令」という)(1995 年 10 月 24 日採択、1998 年 10 月 24 日発効)²

②目的

・個人データの取扱いに対する自然人の基本的権利及び自由、特にプライバシー権の保護 (1条1項)

③適用範囲(規制の対象、対象国及び拘束の程度を含む)

- ・規制の対象:全部又は一部が自動的な手段による個人データの取扱い、及び、ファイリングシステムの一部である、又はファイリングシステムの一部とすることを意図している個人データの非自動的な取扱い(3条1項)
- ・対象国: EU 構成国。ただし、第三国への個人データの移転を規制する、いわゆる第三国 条項(25条・26条)を通じて、EU 構成国以外の国にも大きな影響を与える。
- ・拘束の程度: EU 構成国は、指令を国内法化する義務を負う。
- ・①ジャーナリズム目的、又は芸術上若しくは文学上の表現目的のためにのみ行われる個人データの処理については、②プライバシー権と表現の自由に関するルールを両立させる必要がある場合に限って、③II章(データ処理の合法性に関する一般ルール)及びIV章(データの第三国移転)の適用を除外する。なお、データ処理の安全性に関する原則については、適用除外を認めていない3。

④「個人情報」の定義

「個人データ」は、「識別された又は識別され得る自然人(データ主体)に関するすべての情報」とされている。識別され得る個人とは、「特に個人識別番号、又は肉体的、生理的、精神的、経済的、文化的若しくは社会的アイデンティティに特有な1つ又は2つ以上の要素を参照することによって、直接的又は間接的に識別され得る者」とされている。

⑤センシティブ情報に関する規定

構成国は、原則として、人種又は民族、政治的見解、宗教的又は思想的信条、労働組合への加入を明らかにする個人データの取扱い、及び健康又は性生活に関するデータの取扱いを禁止しなければならないとされている。

⑥個人情報の目的外利用の防止に関する規定

EU データ保護指令では、構成国は、個人データについて、原則として、特定された明示的かつ適法な目的のために収集され、それに続いてこれらの目的と相容れない方法で取り扱われないことを確保しなければならず、管理者はこの遵守を確保しなければならないとされている。

⑦個人情報の取得元の開示に関する規定

EUデータ保護指令では、構成国は、すべてのデータ主体に対して、管理者から、①関係するデータの種類や開示されたデータの取得者に関する情報、②取り扱われているデータ及びその情報源に関する入手可能な情報のデータ主体への通知、等を取得する権利を保障しなければならないとされている。

⑧小規模事業者の取扱い

小規模事業者であっても、個人情報の取扱いに関する義務は同様に適用される。なお、小規模事業者を個人情報保護制度の適用除外とすることについては、EU から問題視されることがある。

⑨個人情報の利用停止・消去に関する規定

EU データ保護指令では、構成国は、すべてのデータ主体に対して、管理者から、原則として、①不完全又は不正確なデータの修正、消去又は封鎖、②既にデータが開示されている第三者に対する、これらの修正、消去又は封鎖の通知、等がなされる権利を保障しなければならないとされている。

⑩国際的な情報移転に関する規定

EU データ保護指令では、構成国は、個人データの第三国への移転は、当該第三国が十分

なレベルの保護措置を確保している場合に限って、行うことができることを定めなければ ならないとされている。

また、その十分性は、データの性質、取扱いの目的・期間、発信国・最終目的国、当該 第三国の一般的及び分野別の法規範並びに専門的規範及び安全保護対策措置等、データ移 転に関するあらゆる状況にかんがみて、評価されなければならないとされている。

さらに、構成国は、十分なレベルの保護を保障しない第三国に対する移転が例外的に可能 な場合を定めなければならないとされている。

このため、構成国は第三国移転の例外事由を設けており、これに基づき、本人が明確に同意した場合のほか、①拘束力のある企業ルールを定め、監督機関に申請して認証を得た場合、②EUの定めた標準契約条項を利用する場合、③セーフハーバー原則による場合等は移転が可能になっている。

(参考) 国際的な情報移転に関する規定

№章 第三国への個人データの移転

25条 原 則

- 1. 構成国は、取り扱われている又は移転後に取扱いが予定されている個人データの第三 国への移転は、この指令に従って採択された国内規定の遵守を損なうことなく、当該第 三国が十分なレベルの保護措置を確保している場合に限って、行うことができることを 定めなければならない。
- 2. 第三国によって保障される保護のレベルの十分性は、一つのデータ移転作業又は一連のデータ移転作業に関するあらゆる状況にかんがみて、評価されなければならない。特に、データの性質、予定されている取扱作業の目的及び期間、発信国及び最終の目的国、当該第三国において有効である一般的及び分野別の法規範、並びに当該第三国において遵守されている専門的規範及び安全保護対策措置が考慮されなければならない。
- 3. 構成国及び委員会は、第三国が2項の規定の意味における十分なレベルの保護を保障 していないと考えられる事例について、相互に情報提供しなければならない。
- 4. 構成国は、31条2項に規定する手続に基づいて委員会が、第三国が本条2項の規定の 意味における十分なレベルの保護を保障していないと認定した場合には、当該第三国へ の同一タイプのデータの移転を阻止するために必要な措置を講じなければならない。
- 5. 委員会は、適切な時期に、4項に基づく認定によってもたらされる状況を改善することを目的として交渉を開始しなければならない。
- 6. 委員会は、31条2項に規定する手続に基づいて、第三国が私生活、個人の基本的な自由及び権利を保護するための当該第三国の国内法、又は特に本条5項に規定された交渉の結果に基づいて締結した国際公約を理由として、2項の規定の意味における十分なレベルの保護を保障していると認定することができる。

構成国は、委員会の決定を遵守するために必要な措置を講じなければならない。

第 26 条 例外

- 1. 構成国は、25条の例外として、及び特別な場合を規律する国内法に別段の定めがある場合を除いて、25条2項の規定の意味における十分なレベルの保護を保障しない第三国に対する個人データの移転又は一連の移転は、次に掲げる条件を満たした場合に行うことができることを定めなければならない。
 - (a)データ主体が、予定されている移転に対して、明確な同意を与えている場合。
 - (b)移転が、データ主体と管理者との間の契約の履行のために、又はデータ主体の請求により、契約締結前の措置の実施のために必要である場合。
 - (c)移転が、データ主体の利益のために、管理者と第三者との間で結ばれる契約の締結又 は履行のために必要である場合。
 - (d)移転が、重要な公共の利益を根拠として、又は法的請求の確定、行使若しくは防御の ために必要である場合、又は法的に要求される場合。
 - (e)移転が、データ主体の重大な利益を保護するために必要である場合。 又は、
 - (f)法律又は規則に基づいて情報を一般に提供し、及び公衆一般又は正当な利益を証明する者のいずれかによる閲覧のために公開されている記録から、閲覧に関する法律に規定された条件が特定の事例において満たされる範囲内で、移転が行われる場合。
- 2. 構成国は、1項の規定を損なうことなく、管理者が個人のプライバシー並びに基本的な権利及び自由の保護、並びにこれらに相当する権利の行使に関して、十分な保護措置を提示する場合には、25条2項の規定の意味における十分なレベルの保護を保障しない第三国への個人データの移転又は一連の移転を認めることができる。このような保護措置は、特に、適切な契約条項から帰結することができる。
- 3. 構成国は、2項の規定によって付与された許可を、委員会及び他の構成国に通知しなければならない。
 - 一つの構成国又は委員会が、個人のプライバシー並びに基本的な権利及び自由の保護を含む正当な理由に基づいて異議申立を行った場合には、委員会は、31条2項に規定された手続に基づいて、適切な措置を講じなければならない。
 - 構成国は、委員会の決定を遵守するために必要な措置を講じなければならない。
- 4. 委員会が31条2項に規定された手続に従って、一定の標準契約条項が本条2項によって要求される十分な保護措置を提供していると決定する場合には、構成国は、委員会の決定を遵守するために必要な処置を講じなければならない。

⑪第三者機関に関する規定

EU データ保護指令では、各構成国は、各国の規定の適用に関し、完全に独立して監督す

る公的機関を定めなければならないとされている。

監督機関の機能は、①調査、②介入、③法的手続の開始、違反の司法機関への通知、④ 個人の主張の聴取、⑤定期的な活動報告書の作成を行うこととされている。

(参考) 第三者機関に関する規定

28条 監督機関

- 1. 各構成国は、1つ又は2つ以上の公的機関が、この指令に従って構成国が採択した規定の範囲内で、その適用を監督する責任を負うことを定めなければならない。 この機関は、委任された職権を遂行するうえで、完全に独立して活動しなければならない。
- 2. 各構成国は、個人データの取扱いに係る個人の権利及び自由の保護に関する行政措置 又は規則を制定する際に、監督機関に諮ることを定めなければならない。
- 3. 各監督機関は、特に次に掲げる権限を与えられなければならない。
 - 一取扱作業の対象を構成するデータにアクセスする権限、及び監督職務の遂行に必要なすべての情報を収集する権限等の調査権限。
 - 一例えば、20 条の規定に従って取扱作業の実施前に意見を述べ、及びこの意見の適切な 公開を保障する権限、データのブロック、消去又は破壊を命じる権限、取扱いの一時 的又は確定的な禁止を命じる権限、管理者を警告又は懲戒する権限、問題点を国会又 はその他の政治機関に照会する権限等の介入権限。
 - 一この指令に従って採択された国内規定への違反があった場合に、法的手続を開始する 権限、又はこの違反を司法機関に通知する権限。

監督機関の決定に不服がある場合は、裁判所に対して訴訟を提起することができる。

- 4. 各監督機関は、個人データの取扱いに係る個人の権利及び自由の保護に関して、個人 又は個人を代表する協会からなされる主張を聴取しなければならない。その個人は、主 張の結果についての情報を提供されなければならない。
- 5. 各監督機関は、定期的に活動報告書を作成しなければならない。この報告書は、公開 されなければならない
- 6. 各監督機関は、当該取扱いに関してどの国内法が適用されるかにかかわらず、当該構成国の領域内においては、本条3項の規定に従って与えられた権限を行使することができる。各監督機関は、他の構成国からこの権限の行使を求められることがある。

監督機関は、特にすべての有用な情報を交換する等、職務の遂行に必要な範囲内で、相 互に協力しなければならない。

7. 構成国は、監督機関の構成員及び職員が、退職後であっても、アクセスした機密情報 に関して職業上の秘密義務を負うことを定めなければならない。

12死者に関する個人情報の保護

EU データ保護指令は、死者のデータについてはあえて言及していないというのが関係者の一致した解釈である。閣僚理事会、欧州委員会とも、「個人情報」に死者のデータを含めるか否かは、加盟各国の立法政策に委ねるということで合意している。

③直接処罰等の実効性担保に関する規定

EU データ保護指令では、構成国は、同指令の完全な実施を担保するために適合的な措置を講じ、同指令に基づく規定に対する違反がある場合に加えられる制裁について、特に定めなければならないとされている。

44 そのほかに参考となる法制度

·欧州評議会(Council of Europe)

EUにおいては、EU加盟国すべての国が「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約」(1980年9月17日採択・1981年1月28日署名)を批准している。同条約は、自動処理された個人データの国際流通の増加にかんがみ、人民の権利及び基本的自由、特にプライバシーを尊重する権利の保護の拡大が望ましいことを考慮しつつ、併せて国境に関わりなく情報の自由を確約することを再認識し、プライバシーへの尊重と人民の間での情報の自由な流通という基本的価値を調和させる必要性を認識し制定された。

また、2001年11月8日に署名された同条約の追加議定書(2004年7月1日発効)には、①独立した監督機関の設置、②十分な保護水準の確保を要求する個人データの越境流通に関する規制が含まれている。

2. 個人情報保護の施行状況

EU においては、2008 年1月にデータ保護に関する世論調査が行われた。その結果は、 以下のとおりとなっている。

①市民に対する世論調査の概要4

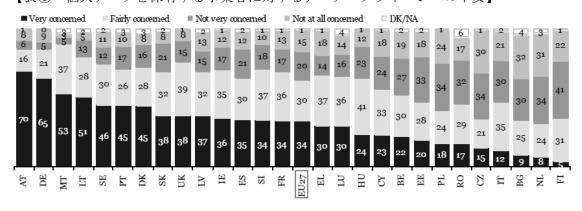
対象:15歳以上の者の中から無作為抽出による固定電話による調査(約27,000人)

ただし、ブルガリア、チェコ共和国、エストニア、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、ポーランド、スロバキアにおいては、一部、直接面会し、面談が行われている。

回答の結果の概要は、以下のとおりとなっている。

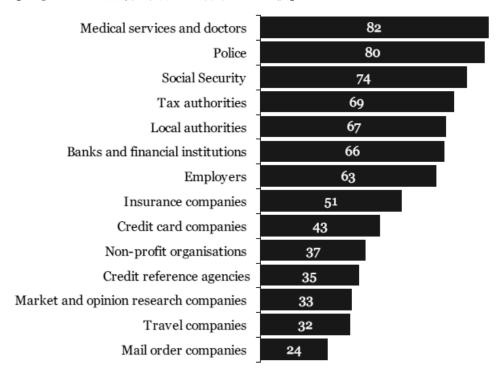
(i) 個人データを保有する事業者に対するデータ・プライバシーの不安があると回答 した者は、64%となっている。(表①を参照)

【表① 個人データを保有する事業者に対するデータ・プライバシーの不安】



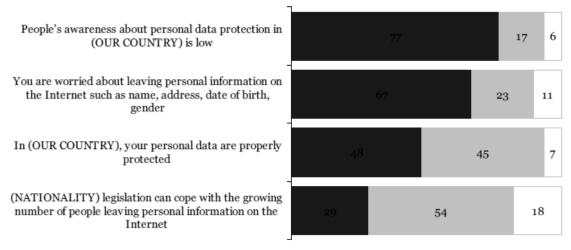
- (ii) データ保護に関する不安の程度は、およそ3分の2となっており、1990年代初期 と同じ水準となっている。
- (iii) 自らの個人データが、医療、医者、公的機関において特に保護されていると感じている。(表②を参照)

【表② データ保護に関する事業者への信頼】



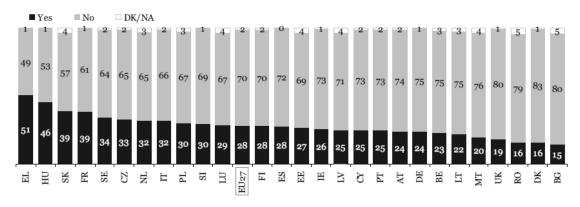
- (iv) 事業者のデータ・プライバシーの政策に対する信頼は、1990 年代初期のころから 絶えず高まっている。
- (v) 自国のデータ保護の水準が低いとみなしがちである。市民のデータ保護に対する 意識が低いと感じる者は、77%である。(表③を参照)

【表③ データ保護に関する見方:意識、不安、保護の水準、立法】



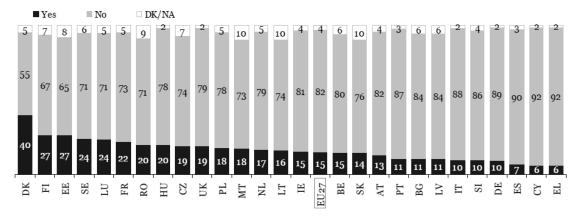
- (vi) 既存のデータ保護立法が十分に周知されているが、ギャップがみられる。データ 保護に関する権利の正確な理解については、27%の回答者のみである。また、機微 データが格別の法的保護を要することを理解していると 29%の者が回答した。
- (vii) データ保護機関が比較的知られていない。データ保護機関の存在を知っていると 回答した者は、28%のみである。(表④を参照)

【表④ データ保護機関の意識水準】



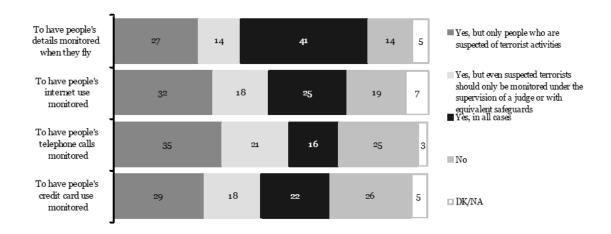
(viii) ほとんどのヨーロッパのインターネット利用者が、インターネット上での個人データの送信に不安を感じている。インターネット利用者のうち82%の者が、ウェブサイト上でのデータ送信が安全ではないと考えている。(表⑤を参照)

【表⑤ インターネット上のデータ送信の安全性】



(ix) 国際的なテロリズムに対する戦いが、データ保護の権利の制約根拠となりうることを受け入れている者が多い。テロリズムとの戦いの際、旅客情報については82%、電話については72%、インターネットの利用については75%、クレジットカードの利用については69%がそれぞれ監視されることに同意すると回答している。(表⑥を参照)

【表⑥ 旅客機による移動の際の電話、インターネットの利用、クレジットカードの利用 及び個人に関する情報の監視】



- (x) データ保護法による規制を緩和することについては、懐疑的な回答が寄せられている。
- (xi) テロリズムとの戦いに伴うインターネットの利用及び電話の監視の容認については、 2003 年以降、それぞれ約 12% ずつ増加している。インターネットの利用については、 64% (2003 年) から 77% (2008 年)、電話については、61% (2003 年) から 73% (2008 年) となっている。

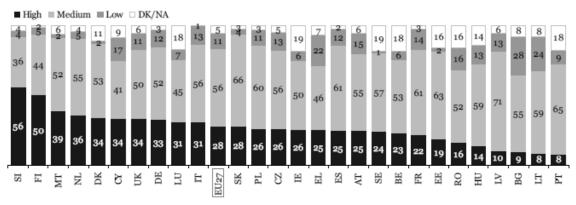
②事業者に対する世論調査の概要5

対象:無作為抽出(国と事業者の大きさを2つの基準としている。)されたEU加盟国の4,835 社のデータ管理者

回答の結果の概要は、以下のとおりとなっている。

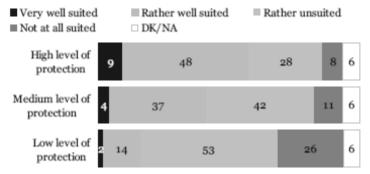
- (i) 事業者におけるデータ保護の責任者のほとんど(56%)は、データ保護法の規定に 精通していると回答している。しかし、データ保護法に非常に詳しいと回答した者は 13%にとどまる。
- (ii) それぞれの国内のデータ保護法によって設けられた保護の水準が「適当」であると 56%の者が回答している。(表⑦を参照)

【表⑦ データ保護法によって設けられた保護の水準】



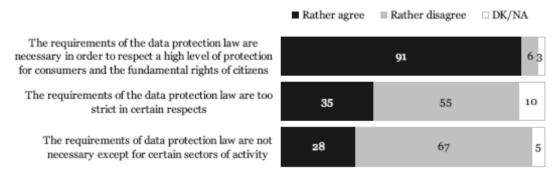
(iii) およそ半数の事業者が、既存の立法では、個人情報の流通の量の増加に対処できないと回答している。(表®を参照)

【表⑧ 既存の立法と流通する個人データの量の増加】



(iv) データ保護法の義務規定が、消費者の手厚い保護及び市民の基本的な権利を尊重するために必要であると 91%が回答している。(表⑨を参照)

【表⑨ データ保護法の要件に関する意見】



(v) EU を越える国内のデータ保護法の執行及び解釈については、意見が割れている。38% の回答者が、EU 域内における個人データの自由な流通が可能なほどデータ保護法と十

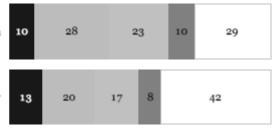
分に調和がとれていると述べているのに対し、33%が不十分であると回答している。(表 9 を参照)

(vi) 加盟国のデータ保護法よりも厳格であるかどうかの判断が困難であると回答する事業者は、42%である。(表

【表⑩ データ保護法の執行に関する意見】

■ Totally agree ■ Rather agree ■ Rather disagree ■ Totally disagree □ DK/NA

There is sufficient harmonisation of Member States' data protection laws to consider that personal data can be moved freely within the European Union



The data protection law in (OUR COUNTRY) is interpreted and applied more rigorously than in other Member States

3. 個人情報保護の越境執行協力

①欧州委員会司法・自由・安全総局・第29条作業部会(以下、「第29条作業部会」という)

- · 構成: EU 加盟国
- ・役割: i) データ保護の諸問題に関する各国ごとの専門家の意見の欧州委員会への提出
 - ii) データ保護執行機関の協力を経たすべての加盟国における EU 指令の統一的 な適用の促進
 - iii) データ保護及びプライバシーの処理に関する自然人の権利及び自由に影響を 及ぼす共同体の措置の欧州委員会への忠告
 - iv) 欧州共同体におけるデータ保護及びプライバシーの処理に係る個人の保護に 関する問題について市民全般、特に共同体に対する勧告

定期的な会合を設け、各加盟国の執行状況や越境的な諸問題について検討を行っている。

②十分な保護水準(EU 指令 25 条) 6

EU 指令に基づく「十分な保護水準」の審査には、以下の原則と手続・執行の構造が検討 事項とされている⁷。

(i)原則:

- ①利用制限の原則…データは、特定の目的に処理され、利用されるべきである。(EU 指令 13条)
- ②データの質及び比例の原則…データは、正確かつ最新のものとすべきである。
- ③透明性の原則…各人に対し、データ処理の目的及びデータ管理者に関する情報を提供すべきである。(EU 指令 11 条 2 項、同 13 条)
- ④安全の原則…技術的かつ組織的な安全管理措置が、データ管理者により施されるべきである。
- ⑤アクセス・訂正・異議申立の権利…データの本人は、自らに関するすべてのデータのコピーを取得し、不正確な場合には、訂正する権利を有すべきである。また、一定の場合は、データの処理に異議申立を行うことができるようにすべきである。
- ⑥移転の制限…データの移転に際しては、データの受取側が十分な保護の水準を 確保している場合のみに行うべきである。
 - なお、(i)センシティブ・データ、(ii)ダイレクト・マーケティング、(iii) 自動判断、が補足的な原則として保護水準の十分性の判断に考慮されうる。
- (ii) 手続・執行の構造:独立した機関の形態をなす「外部監督」の制度が、データ保護の法令遵守の制度として必要である。データ保護の制度の目的は、以下の3点である。

- ①法令遵守(コンプライアンス)の十分な水準の確保
- ②データの本人に対する支援と援助の提供
- ③適切な救済の実施

2008 年 5 月現在、EU から十分な保護水準を確保していると認められた国・地域は、スイス、カナダ、アルゼンチン、ガンジー島、マン島、ジャージー島の 6 つである。

このうち、カナダは、2001年に1月に「個人情報保護及び電子文書法」(PIPEDA)を施行。 2004年までに3段階に分けて民間事業者の対象範囲を広げ、2004年1月に全面施行となった。2001年12月20日の欧州委員会決定で、適切な保護水準の国と認められる。セグメント方式では、初めてEUデータ保護指令に準拠した事例。連邦政府部門対象の「連邦プライバシー法」、民間部門対象のPIPEDA、州政府対象の州法等、複数の法律を組み合わせることにより、ほぼすべての機関を対象とした法的枠組みを形成した。

また、アメリカ、オーストラリアの EU データ保護指令への対応状況は以下のとおりである。

(1)アメリカ:

民間の自主規制を尊重し、またセクトラル方式で法整備を進めるアメリカにおいては、法制による EU データ保護指令への準拠は困難である。このため、特定の認証基準を設け、その認証を受けた企業ごとに十分性を付与する「セーフハーバー原則」のための交渉を 1998 年より実施し、2000 年に協定を締結している。アメリカ企業がセーフハーバーに参加することは任意であるが、参加可能な企業は連邦取引委員会 (FTC: Federal Trade Commission)及びアメリカ運輸省の管轄にある企業に限られており、連邦準備理事会 (FRB) 管轄の金融機関や、コモンキャリア、航空会社、貨物及び倉庫会社は含まれていない。2004 年末のEU 委員会の監査においては問題点が多く指摘され、①原則遵守の意思表明の必要性、②連邦政府(商務省)の強力な指導とモニタリングの必要性、③違反者に対する強力な影響力の行使の必要性などが連邦政府に要請された。

(2)オーストラリア:

1988 年施行の「プライバシー法」の適用範囲を民間事業者にまで広げた「プライバシー修正法」を 2000 年に施行。これにより、法形式はセクトラル方式からオムニバス方式へと改変された。(i)年商 300 万豪ドル未満の小規模事業者及び被雇用者のデータが規制対象外とされたこと、(ii)一般に利用可能な個人データが規制対象外とされたこと、(iii)データ取得時の本人への通知が困難な場合には、事後に通知してもよいとされたこと、(iv)ダイレクトマーケティングが主目的のデータ利用について、オプトアウトが認められていないこと、(v)センシティブデータの規制が収集のみで、利用や開示についての規制がないこと、(vi) EU 市民の個人データについて、本人の訂正請求権が認められていないこと、

(vii) EU から取得した個人データをオーストラリアから第三国へ移転することが規制されていないこと等を理由に、保護水準が不十分とされた。

なお、2008年5月、EU は、ジャージー島が十分な水準の保護を確保している旨の決定を下した。

・ジャージー島の審査結果について(2008年5月8日決定)

ジャージー島が、個人データの十分な水準の保護を施していることを認めた理由としては、①2005年データ保護法に基づく取組が進展していること、②データ主体によるアクセス、機微データの処理、違反の通知義務等に係る個別ルールが策定されていること、③司法救済と、調査及び介入権限を有し、独立性を備えたデータ保護コミッショナーによるデータ保護の水準が維持されていること、があげられる。

③「拘束力ある企業ルール(Binding Corporate Rules)」

多国籍企業等が、EU データ保護指令 26 条 2 項に基づくデータの国際移転を効果的に行うため、標準的な契約条項を個別に締結するほか、欧州域内のデータ保護機関によって「拘束力ある企業ルール」が承認される方途がある。すなわち、多国籍企業等が、データ保護の十分な水準を確保するために(i)データ保護機関等により法的に執行可能であること、(ii)法令順守を運用するなど実践的であること、に留意した「国際的なデータ移転に係る拘束力ある企業ルール」又は「国際的なデータ移転に係る法的に執行可能な企業ルール」を策定したと欧州域内のデータ保護機関によって承認された場合、当該国の多国籍企業等へのデータの移転が認められる8。拘束力ある企業ルールは、各企業が欧州域内の企業と締結する契約やセーフ・ハーバーによって認められる国際的なデータ移転と同様に有効なデータの流通の方法である。

④旅客機等の旅客情報の移転

アメリカと EU との間では、旅客機等の旅客情報に関する協定が締結された9。

2001年9月11日の同時多発テロ後、同年11月、航空会社に対し、アメリカ内を離発着する航空機の旅客情報の提供が義務付けられることとなった。旅客情報の提供は、アメリカ・EU間の協定10に基づき行われていたが、2006年5月30日、欧州司法裁判所は、この協定を付属資料に含む理事会決議と国土安全保障省の旅客データ取扱い指針を付属資料に含む委員会決議が、EU個人データ保護指令に違反して無効であるという判断を下した11。

これにより、EU の航空会社は、旅客情報を提供すれば、EU 指令違反に問われ、提供しなければ、アメリカに離発着を拒否されるおそれがあるという状況に置かれることとなった。そこで、アメリカと EU は、2006 年 10 月 19 日、2007 年 7 月 31 日まで有効とする暫

定的な協定を定めた上で、正式な協定を締結しなおすべく議論を続け、2007年7月26日、7年間有効な新たな協定を含む合意1²に達した。

・アメリカ国土安全保障省による旅客情報の取扱い指針 (US letter to EU) 利用目的:

①テロリズム及び関連する犯罪、②越境的な性格を有する他の重大犯罪、③上記の犯罪に関する令状又は拘禁からの逃亡の防止・対処という目的を遵守し、国土安全保障省はEUの旅客情報を利用する。

共同利用:

国土安全保障省は、利用目的の範囲内で他の政府機関及び第三国政府と EU 旅客情報を共同利用する。

収集される情報の種類:

旅客情報のコード、チケット予約・発券日、旅行日程、氏名、連絡先、支払い情報、 旅程表、旅行会社、旅客のチェックイン・クラス、すべての荷物情報、座席に関する情 報等の19種類

アクセスと救済:

合衆国の 1974 年プライバシー法及び情報公開法に基づく、開示及び救済が行われる。 執行:

プライバシー・ルール及び違法な情報の公開に対し、行政的、民事的及び刑事的救済 措置が講じられる。

通知:

旅客情報の処理については、旅行者に情報提供し、また、航空会社に対し、旅客情報の収集と救済に関する通知を行う。

データの保存:

EU の旅客情報は、常時分析データベースに7年間保存され、その後は、操作が及ばない状態へと移す。

送付:

国土安全保障省が、EU の航空会社から送付される旅客情報を取得する(2007 年 7 月 現在、13 の航空会社がこのような措置を講じている)。2008 年 1 月 1 日以降、各航空会社が旅客情報を国土安全保障省に送付するシステムを稼動させ、また、国土安全保障省が出発予定時刻 72 時間前に旅客情報を受領し、必要に応じ、その後データの正確性を保持する。

互恵性:

国土安全保障省は、EUが採用するデータ保護の措置よりも厳格な措置を求められているわけではないことに合意したが、互恵性を基に、アメリカ内の航空会社の協力を促進する。

審查:

国土安全保障省と EU は、今回の合意の取組について審査を定期的に行う。

⑤検索エンジン

第29条作業部会は、検索エンジンのサービス提供者は、個人データを正当な目的で利用しなければならず、特定された正当な目的の範囲を超えて個人データの処理を行ってはならず、またいわゆるオプト・アウト方式による利用者からのアクセス及び訂正に応ずべきであることを表明した¹³。また、たとえ検索エンジンを運営する事業者の本部が、欧州加盟国の外にあるとしても、同事業者によって提供される検索エンジンによる個人データの処理にはEU指令が適用されることが確認された。

⑥電子媒体を用いたコミュニケーション、インターネット、新たな技術

・ソーシャル・ネットワーク・サービスにおけるプライバシーに関する報告書及びガイダンス (通信におけるデータ保護に関する国際作業部会・2008年3月4日採択) 14

ソーシャル・ネットワーク・サービスにおけるプライバシー・リスクとして、インターネット世界においては忘却がなく、一度、ウェブ上に出た自己紹介は消すことができないこと、友人を得ることができるように思われがちであるが、伝統的な共同体とは異なること、無料ではあるが、マーケティングの対象となることなどが指摘されている。

⑦銀行口座等の財政問題

SWIFT (ベルギー・ブリュッセルに本拠を置くベルギー法上の協同組であり、電信による送金サービス等を行っている) 15の計算センターのデータへのアクセスについて、アメリカ捜査機関及び財務当局との間に秘密の取決めが存在した。

第29条作業部会は、たとえテロリズム及び犯罪に対する戦いであったとしても、基本的な権利は保障されるべきであり、グローバルなデータ保護の諸原則への尊重を訴えた16。

⑧児童のプライバシー

・児童の個人データ保護に関する文書(第 29 条作業部会・2008 年 2 月 18 日採択) 17 加盟国は、学校生活における個人情報の取扱いや校内における監視カメラの設置のあり 方等について、7 原則(①児童の最善の利益、②児童の福利に必要な保護とケア、③プライバシー権、④保護者の権限の限界、⑤児童の他の利益とプライバシーとの衡量、⑥児童の成熟性、⑦相談する権利)に基づいて EU 指令を解釈すべきことが示されている。

⑨その他、特に留意すべき重要事項(今後の取組の予定等)

EU とアメリカ、またその他の国を含むデータ保護機関のコミッショナー等によるデータの国際移転に関するワークショップが、2006年以降毎年1回開催され、データの国際移転に関する議論が交わされている。

4. 越境的な個人情報保護に係る検討の経緯

1980年9月	個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約
	自動処理された個人データの国際流通の増加にかんがみ、プライバシーを
	尊重する権利の保護の拡大に関する枠組み
1995年10月	個人データの取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関す
	る欧州議会及び理事会の指令(1998年 10月発効)
	個人データの取扱いに対する自然人のプライバシー権の保護を目的とする
	加盟国を拘束する枠組み
2000年11月	アメリカとセーフ・ハーバーの締結
	EU 指令が定めるデータ保護の十分な水準を確保するため、欧州委員会とア
	メリカ(商務省)がセーフ・ハーバーを締結
2001年6月	オーストラリアに対する審査 (不十分な保護水準)
	第29条作業部会がオーストラリアの法制度では十分な保護の水準が確保さ
	れないと指摘
2006年10月	個人データの国際移転に関するワークショップ (ベルギー・ブリュッセル)
	セーフ・ハーバーの施行状況をめぐる欧州委員会とアメリカ商務省との対
	話
2007年10月	個人データの国際移転に関するワークショップ (アメリカ・ワシントン DC)
	セーフ・ハーバーの施行状況をめぐる欧州委員会とアメリカ商務省との対
	話
2008年10月	個人データの国際移転に関するワークショップ(ベルギー・ブリュッセル)
	個人データの国際移転に関する諸問題に関する検討

上記のほかに、第 29 条作業部会の会合において、EU データ保護指令の施行状況、様々なプライバシーに関する問題について検討し、加盟国内の施行状況を含む 1997 年以降年次報告書を公表してきた。

v データ保護プライバシー·コミッショナー国際会議

1. 会議の概要

- ・ 各国・地域のデータ保護機関から構成されるデータ保護及びプライバシーに関する国際 会議である。
- ・データ保護プライバシー・コミッショナーとは、法令に基づく公的機関で、自主性・独立性を保障され、調査権等の権限を有する監督機関であり、欧州諸国で設けられるようになった。
- ・1979年以降、毎年1回開催される。
- ・出席者は、データ保護機関(コミッショナー)、政府機関関係者、学者、民間の専門家等である(近年の会議における出席者は600名程度である)。
- ・登録出席者の出席が認められる公開セッションと、認可を受けたデータ保護機関の関係 者(コミッショナー)のみの出席が認められる非公開セッションがある。

過去5か年の会議

	開催国·地域	会議テーマ	主な決議等
第 30 回	フランス・ドイ	国境なき世界にお	児童のオンライン・プライバシーに関す
2008年	ツ	けるプライバシー保	る決議、国際プライバシー・データ保護
	ストラスブール	護	の日又は週間の設定検討に関する決議、
			プライバシー及び個人データ保護に関す
			る国際基準の設立に関する共同決議、ソ
			ーシャル・ネットワーク・サービスにお
			けるプライバシー保護に関する決議、国
			際組織の会合における代表に係る検討部
			会の設置に関する決議、ウェブサイトの
			作業部会に関する決議
第 29 回	カナダ	プライバシーの地平	乗客データ保護の国際基準の緊急の必
2007年	モントリオール	: 未開拓の領域	要性に関する決議、国際標準規格開発に
			関する決議、国際協力に関する決議
第 28 回	イギリス	監視社会	ロンドン・イニシアチブ、会議運営の取
2006年	ロンドン		決めに関する決議、プライバシー保護と
			サーチ・エンジンに関する決議
第 27 回	スイス	データ保護及びプ	モントルー宣言、パスポート及び ID カ
2005年	モントルー	ライバシーの普遍	ード等におけるバイオメトリクスの利用

		的な権利の承認に	に関する決議、政治的コミュニケーショ
		向けて	ンのための個人情報の利用に関する決議
第 26 回	ポーランド	プライバシーの権利	プライバシー枠組みの国際標準規格草案
2004年	ヴロツワフ	- 尊厳への権利	に関する決議

2. 主な決議等

①非公開セッション

- ・コミッショナー会議の決議は、非公開セッションにおいて採択される。
- ・非公開セッションとは、認可委員会によって認可された国・地域・機関の代表者のみが 出席することができる非公開の会合である。第30回会議の開催時点では、78のコミッショナー等機関担当官が非公開セッションへの出席が正式に認められている。
- ・「認可委員会及び認可規則に関する基準及びルール」(2001年9月25日第23回データ保護コミッショナー国際会議採択、2002年9月9日第24回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議改訂)に基づき、認可委員会は、3名のコミッショナー(任期は2年間)から構成されている。
- ・認可委員会によって非公開セッションへの正式な出席が認められる要件は以下のとおりである。
 - ①データ保護機関が、適切な法的根拠に基づき設置された公的機関であること
 - ②データ保護機関が、一定の自主性及び独立性が確保されていること
 - ③データ保護機関の活動の根拠となる法が、データ保護及びプライバシーに関する主要 な国際的な枠組みに準拠していること
 - ④データ保護機関が、その活動に必要な法的権限を伴う適切な範囲の権限を有している こと
- ・また、非公開セッションにおいては、「傍聴国に関する議決」(2005年9月14-16日第27回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議採択)に基づき、会議及びホスト国の裁量に基づき、データ保護活動に重要な責任を果たしている公的機関の担当官の傍聴が認められる。

②主な決議事項

・グローバル化した世界における個人データ及びプライバシーの保護:多様性を尊重する 普遍的な権利(以下、「モントルー宣言」という)(第27回コミッショナー会議)¹⁸ (2005年9月16日採択(スイス連邦データ保護コミッショナーによる提案)) 内容:

データ保護プライバシー・コミッショナーは、以下の諸原則の普遍的な性格の国際的認識を強める意思を表明する。コミッショナーは、個人データの取扱いに伴う個人の保護のための普遍的な協定の発展を目指し、特に政府及び国際的並びに超国家的機関と協力することに合意する。この目的のため、コミッショナーは以下のことを訴える。

a. 国際連合に対し、法的拘束力のある文書を立案すること